

動産をインターネットで公売します

市税徴収のために差押えた動産を、ヤフー株式会社が提供するインターネットオークションを利用して公売を実施します。

■公売日時

7月30日(水)13時～8月1日(金)15時

■参加申込み

公売に参加ご希望の方は、多久市のホームページ上に掲載されているインターネット公売ガイドラインを必ずお読みください。また、ヤフー株式会社が提供するインターネット公売のシステム上で「Y a h o o ! J A P A N I D」などの登録と、参加申込（申込期間は7月10日より7月24日まで）が必要になります。

公 売 物 件

- ①ハイビジョンプラズマテレビ
50型 2台
panasonic VIERA TH-50PX60
○専用台付 2006年製
- ②ハイビジョンプラズマテレビ
37型 1台
panasonic VIERA TH-37PX600
○壁掛け式 2007年製

※①、②どちらも6か月程度使用された中古品ですが、映像等に特に問題はありません。

- ③カラーレーザープリンター 1台
富士ゼロックス DocuPrint C830

※中古品、使用による汚れ、キズ有り。
テスト印刷結果は良好でした。

実際に物件をご覧になりたい方へ

次の期日で下見会を行います。ご来場の際は、税務課窓口で受付を済ませてから会場にお入りください。

日時 7月17日(木) 10時～16時
会場 多久市役所 1階小会議室

くわしくは税務課にお問い合わせください。多久市ホームページでもご覧いただけます。

<http://www.city.takul.g.jp/>

■問い合わせ

税務課 納税係

75-16115

九州電力からのお知らせ

野鳥は法律により保護されています。

台風シーズンへの備えをお願いします

○停電に備え、懐中電灯や携帯ラジオなどの準備、携帯電話の充電、生活用水の確保をお勧めします。

○アンテナや看板、ビニールシート等は風で飛ばされないように、しっかりと固定してください。

○台風により、電柱が倒れたり、電線が切れたりする場合があります。

近づいたり、触ると大変危険ですので最寄りの九州電力へお知らせください。

停電の際は、九州電力への電話がつながりにくくなります。停電に関する情報は、ラジオ放送や携帯電話サイトでもお知らせします。

■メジロは飼養できますが、その場合の羽数は1世帯につき1羽のみです。

■飼養登録料 3,400円(年間)、新規飼養の場合は別途鳥足環料1,176円が必要となります。

■登録期間中に死亡、放鳥等で飼養を取りやめたときは、飼養登録票と足環を農林課に返却して下さい。
野鳥は自然のまま、野外で楽しむことが基本です

停電に関する情報

- パソコン版ホームページ
<http://www.kyuden.co.jp>
- 携帯電話版ホームページ
<http://kyuden.jp>

* 2次元コード読み取り機能を搭載している携帯電話をご利用いただけます



- 九州電力(株) 佐賀営業所
☎0120-986-303(無料)

野鳥は鳥獣保護法(鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律)で保護されており、許可なく捕獲することはできません。

メジロについては愛がん用として飼養ができますが、市への届出と許可が必要です。なお、許可・登録を受けずに捕獲や飼養をした場合は、処罰されることがあります。

○違反した場合の処罰
捕獲 100万円以下の罰金
または1年以下の懲役
飼養 50万円以下の罰金
または6ヶ月以下の懲役

問い合わせ

農林課 農政係

☎75-14825